



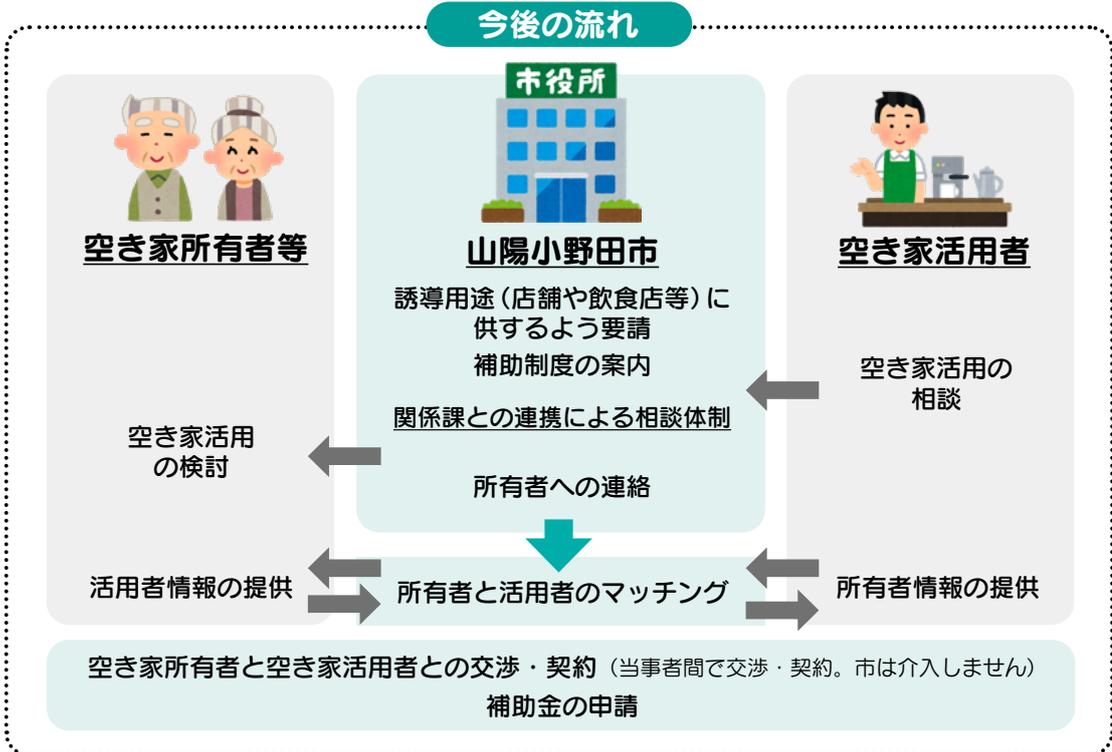
Aスクエア周辺の  
空家等活用促進区域設定における補助制度

「空家等活用促進区域」とは空家等の数およびその分布の状況やその活用の状況、その他の状況からみて市が重点的に空家等の活用が必要と考える地域のことです。空家等の活用を通じて、その地域の経済的社会的活動を促進することを目的として作られました。

「にぎわいの再創出」のため空家等の活用を重点的に図る必要があると認められるAスクエア周辺(Aスクエアを中心に旧セメント町商店街を含む商業地域の用途が設定された範囲)を空家等活用促進区域に設定し、下記の補助制度を制定しました。詳しい区域は市ホームページをご覧ください。



■空家等活用促進区域内空家等の活用を考えてるみなさまへ



■空家等活用促進区域内における補助制度

補助金名	内容	補助率(上限額)	担当課
空家等跡地活用促進事業補助金	空家等活用促進区域内の空家等を解体し、店舗や飲食店等に活用される人に空家等を解体する費用を補助します。	4/5 (200万円)	生活安全課 (☎82-1133)
地域コミュニティスペース促進事業補助金	空家等を活用し、地域コミュニティの維持・再生を促進する施設(交流施設、体験学習施設、文化施設等)に改修する場合の費用を補助します。	2/3 (100万円)	
空き店舗等リニューアル補助金	空き店舗や空き家をリフォームして利活用する場合に補助します。	1/2 (100万円)	商工労働課 (☎82-1150)
創業応援事業補助金	本市の創業支援事業計画に基づく特定創業支援を受けて、市内で創業した人に対し、創業後1年経過したこと等を要件に補助金を3年間交付します。	10万円 (1年度につき)	

☎生活安全課 (82-1133)